

松江市告示第 271 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を経て市内の字の区域を廃止したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この告示に係る字の区域の廃止の効力は、告示の日から生ずる。

令和 8 年 7 月 3 日

松江市長 上 定 昭 仁



字を廃止する区域

町	字	地 番
下東川津	沓ケ田	251 番 9、251 番 10、253 番 1、254 番 1、254 番 3、 254 番 4
	西谷	255 番 1、255 番 2、255 番 4、259 番、260 番、261 番 1 から 261 番 8 まで、262 番 4、262 番 6 から 262 番 8 まで、262 番 13、262 番 15 から 262 番 19 ま で、295 番 1、295 番 2、295 番 4 から 295 番 6 ま で、295 番 10 から 295 番 15 まで、295 番 18、295 番 21、295 番 22、296 番 5、296 番 6、296 番 13、 296 番 16、296 番 17
	大坪	264 番 7、264 番 9、264 番 12、264 番 13
	櫻田	265 番 2、265 番 9 から 265 番 11 まで
	杓田	294 番 6、294 番 10、294 番 11
及びこれらの区域に隣接介在する道路である市有地の一部		

（ただし、上記地番は、令和 8 年 4 月 9 日現在のものである。）